

事務連絡
令和3年8月13日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

感染拡大地域における陽性者の家族等への検査について

緊急事態宣言対象地域やまん延防止等重点措置区域など感染が大きく拡大している地域における積極的疫学調査については、「感染拡大地域の積極的疫学調査における濃厚接触者の特定等について」（6月4日付事務連絡及び7月30日付事務連絡）において必要な検査が迅速に行えるよう柔軟な対応をお願いしているところです。

今般、地域で必要な行政検査が迅速に実施できるよう、緊急事態宣言対象地域、又はまん延防止等重点措置区域においては、これら地（区）域に指定されている期間中に限り、保健所との間で、行政検査に関する委託契約を結んでいる医療機関は、医師が陽性と診断した者の同居家族等の濃厚接触の可能性のある者についても検査を促し、なるべく検査を実施するよう関係者に周知していただくようお願いいたします。

なお、従来から、医療機関においてPCR検査や抗原検査を実施する場合には、

- ・ 契約を希望する医療機関が適切な感染対策が講じられていることを表明した場合には、その表明をもって要件を満たすものとして委託契約の締結を行うこと。また、その表明については、文書・口頭・電話等の方式はいつでも構わないこと
- ・ 行政検査の委託契約の締結前にした検査であっても、事後に委託契約を締結した場合にはその効果は遡及させることができることとしたところであり、医療機関が検査を行った場合には、適切な感染対策が講じられていることを表明したものとして取り扱い、積極的に委託契約の締結を行うこと

等をお示ししています。

（参考1）期間限定の緊急事態措置の更なる強化に関する提言（令和3年8月12日）（抜粋）

[Ⅱ]緊急事態措置地域において更に行うべき対策

【災害医療との考えの下での医療提供体制の更なる強化】

- 診療所の医師は、検査陽性者を確認した際には、保健所の判断が無くとも、さらにその家族等の濃厚な接触の可能性のある者に検査を促すこと。
さらに、保健所の連絡を待たず、必要な治療や保健指導を行うこと。

【検査の更なる促進】

- 自治体は、学校、職場、保育園等において、体調が少しでも悪い場合には気軽に抗原定性検査やPCR検査を受けられるよう促すこと。検査陽性者を確認した際には、医師や健康管理者は、保健所の判断が無くても、さらに濃厚な接触の可能性のある者に検査を促すこと。

(参考2)

- 「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の委託契約について（再周知）」（令和2年9月9日付事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000670039.pdf>
- 「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査に関するQ&Aについて（その4）」（令和3年3月8日付事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000750111.pdf>